



労基署便り

令和6年度 No.1

大河原労働基準監督署



令和6年1月～3月労働災害発生状況 （新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6	前年比	R5	R6	前年比
製造業 計	4	9	5	58	71	13
食料品製造業	3	1	-2	29	26	-3
機械金属製造業	0	4	4	19	28	9
建設業 計	5	1	-4	62 (4)	50	-12(-4)
土木工事業	4	0	-4	19	12	-7
建築工事業	1	0	-1	27 (2)	24	-3(-2)
その他の建設	0	1	1	16 (2)	14	-2(-2)
運輸交通業 計	3	3	±0	83	71	-12
陸上貨物運送業	1	3	2	66	69	3
商業	8	3	-5	86 (1)	76	-10(-1)
社会福祉施設	2	2	±0	39	40	1
全産業	34	25	-9	473 (5)	416 (2)	-57(-3)

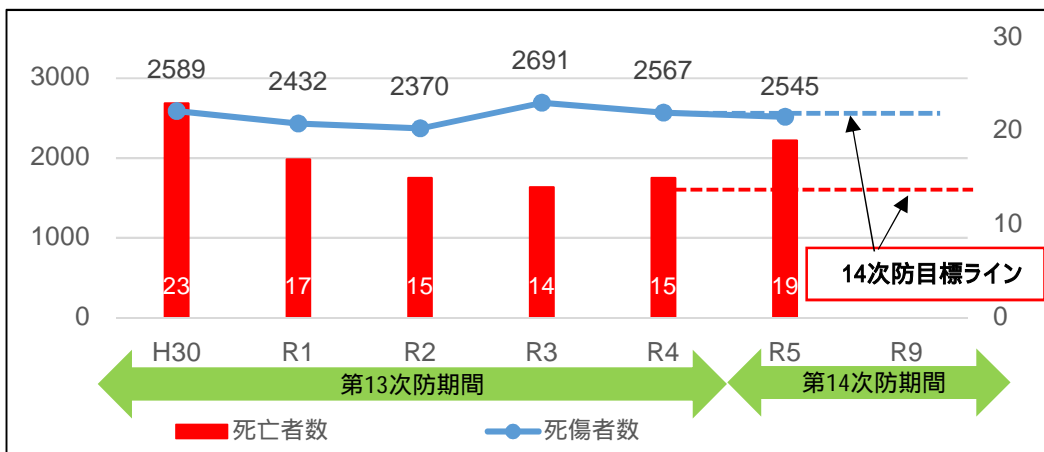
1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数 / 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械製造業の合計。 / 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

第14次労働災害防止推進計画の進捗状況

宮城労働局で定めている、第14次労働災害防止推進計画（令和5年度から令和9年度までの5か年計画）の総括目標及びその進捗状況（令和6年3月末現在における速報値）は以下のとおりになります。

【総括目標】 死亡災害は、令和4年（15人）と比較して令和9年までに5%（1人）以上減少する。

死傷災害は、令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が令和4年（2567人）と比較して令和9年までに減少に転ずる




詳しくはこちらから

「SafeworK 向上宣言」の登録もお願いします！

令和5年の宮城労働局管内における死亡災害の発生件数は、令和4年を大幅に超える19件となりました。このうち60歳以上の高齢労働者が8人被災しており、また、交通事故及び熱中症を含め単独作業によるもの等が含まれています。大河原署管内においても交通事故による死亡災害が1件発生しました。

死傷災害は減少とはなりませんが、それでもなお死傷者数は2545人と多くの労働者の方が被災しました。

事業場の皆様には、労働災害ゼロを基本理念とし、「SafeworK 向上宣言」の活用等により、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた積極的な取組を引き続きお願いいたします。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」が実施されます

～ 4月は準備期間、早期の熱中症防止対策への取組を～

夏季を中心に職場においても例年、熱中症が多発しており、宮城労働局管内においても、令和5年に21人が熱中症で休業し、過去5年間では92人が被災しています。また、令和2年及び令和5年にはそれぞれ1人が熱中症により亡くなっています。

厚生労働省では、4月を準備期間、7月を重点取組期間とした、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月1日から9月30日まで展開して、関係団体や関係省庁と連携し、職場における熱中症予防に取り組みます。

「第14次労働災害防止推進計画」においては、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させることを目標の一つとしています。

宮城県内では既に4月に夏日を記録し、かつ、東北地方の向こう3か月の気温は高い見通しであることが気象庁から発表されており、暑い日が長く続くことが予想されます。事業場の皆様におかれましては、今季につきましても早期の熱中症防止対策への取組をお願いいたします。

実施要綱はこちらから



リーフレットはこちらから



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることもある

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱慣化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を摂行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	監視を頻密に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※金庫を揺らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

環境省
熱中症予防情報
サイト

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分・塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和6年4月から労働条件明示のルールが変わりました

～ 労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されました～

令和6年4月から新しく追加された労働条件明示事項がありますので、事業場の皆様におかれましては適切なご対応をお願いいたします。追加事項は以下のとおりです。

就業場所・業務の変更の範囲

更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

（併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。）

無期転換申込機会

無期転換後の労働条件

（併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。）

* の事項は全ての労働者、～ の事項は有期契約労働者に対する明示事項になります。

・リーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」はこちらから



明示項目をたしかめよう!



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。